

障害者福祉制度ガイド①

制 度 名		担 当	制 度 内 容		身体障害者手帳						療育手帳				申請に必要なもの	備 考								
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2										
税の減免・軽減	所得税	国税相談 専用ダイヤル 0570－00－5901	所得控除	障害者控除:27万円の適用 特別障害者控除:40万円の適用 同居特別障害者控除:75万円の適用	所得金額から左の額を控除します(軽減される税額は所得の金額によって異なります。)									○	○	・身体障害者手帳または療育手帳 ・各種証明書	前年の12月31日の時点で65歳以上で、要介護1～5と認定されている方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。 詳しくは、高齢者支援課(823－9441)までお問い合わせください。 【P44】							
	住民税	市民税課 823－9421	所得控除	障害者控除:26万円の適用 特別障害者控除:30万円の適用 同居特別障害者控除:53万円の適用	課税される所得から左の額を控除します(軽減される税額は所得の金額によって異なります。)									○	○									
	非課税	前年合計所得金額が135万円以下の障害者																						
	自動車税 軽自動車税	中央東県税事務所 (自動車税) 866－8510 市民税課 (軽自動車税) 823－9423	税の減免	身体等に障害のある人が所有する自動車を ①障害のある人が運転する場合 ②障害のある人と生計を一にする親族や常時介護する者が専ら障害のある人の通院や通学、通勤などのために運転する場合 一定の要件を満たせば税が減免されます。 減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。						障害の区分により減免の対象とならない場合がありますので、詳しくは「障害福祉のしおり」16ページをご覧ください。						(家族運転の場合のみ)				・身体障害者手帳または療育手帳等 ・申請書等 ・通院・通学・通勤等証明書又は誓約書 および自動車運行実績 ・住民票等 ・免許証 ・車検証	通院等証明書(指定の様式)または誓約書、自動車運行実績および住民票等は家族運転の場合のみ必要(軽自動車税は証明および住民票不要) 常時介護者運転の場合は家族運転の場合に加えて自動車運行計画書、誓約書が必要 ※減免申請は申請期限(4/1～納期限)までに減免申請を 【P15】			
	相続税	国税相談 専用ダイヤル 0570－00－5901	税額控除	障害者が相続または遺贈により財産を取得した場合 税額控除＝(85－障害者年齢)×10万円(特別障害者は20万円) ※85歳以上は控除なし						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・身体障害者手帳または療育手帳	申請時、要問い合わせ 【P44】			
贈与税	国税相談 専用ダイヤル 0570－00－5901	非課税	特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて受ける6,000万円までの信託財産												○	○			・療育手帳 ・障害者非課税信託申告書	申請時、要問い合わせ 【P44】				
保育料	保育料の軽減 副食費の免除	保育幼稚園課 823－4012	児童の保護者が身体または精神障害を有している場合や、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合は、保育を必要とする事由として保育施設への入所を申し込むことができます。 また、市民税所得割(年税額)77,101円未満の階層に認定された方で次に該当する場合は、0～2歳児クラスの場合は保育料の納付が軽減され、3～5歳児クラスの場合は副食費が免除されます。 ◎生計を同一とする在宅障害児(者)のいる世帯で、次の児(者)を有する世帯 ・身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・各種手帳など	該当する要件によって必要書類が異なりますので、保育幼稚園課(入所担当)にお問い合わせください。 【P44】
交通割引	タクシーの運賃割引		身体障害者手帳または療育手帳の所持者全員 1割引(運賃のみ) ※介助料は別となります。						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・身体障害者手帳または療育手帳	利用時に手帳の提示が必要 【P45・46】			
	有料道路通行料金割引	<申請受付> 障がい福祉課 管理担当 823－9056 <割引制度について> NEXCO西日本 (お客さまセンター) 0120－924－863	①通院・通勤等の日常生活において、障害者本人または障害者を乗せて介護者等が有料道路を通行する場合、通行料金がほぼ半額となります(事前申請必要)。 ②ETCカード番号、車載器番号を登録しておけば、ETCノンストップ走行で通行する場合も割引が適用されます。 ※登録できる車両は1人につき1台(ただし、営業に用いられていない車両等)に限ります。 ※車の所有者は個人名義に限ります(割賦購入中または長期リースの場合を除く)。 ※車両を登録しない場合も割引対象となります(事前申請必要)。						①本人運転の場合 身体障害者手帳所持者 ②介護者運転が認められる場合 第1種の身体障害者手帳所持者 療育手帳A1・A2所持者						【車両を登録する場合】 ・身体障害者手帳・療育手帳(第1種) ・車検証(所有者:個人名義に限る) 電子車検証の場合:車検証原本＋自動車検査証記録事項の書面 ・契約書(割賦購入中または長期リースの場合) ・運転免許証(第2種新規申請の場合のみ) ●ETC利用の場合は上記のほかに ・ETCカード(20歳以上の方は本人名義のもの) ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等				・割引には有効期限があります。(最長2年2か月) 車両を登録する場合 ・車の所有者に制限があります。 ・割引対象外の車両があります。 ※登録する車の所有者は個人名義に限ります。 例外:割賦購入中または長期リースの場合(割賦購入または長期リースの契約書が必要) 【P18】					
	バス・電車の運賃割引	乗車券販売窓口・車内	身体障害者手帳または療育手帳の所持者全員 ほぼ半額 (身体障害者手帳第1種・療育手帳第1種の方は介護者1人もほぼ半額)						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・身体障害者手帳または療育手帳	電車定期券は5割引(ただし12歳以上に限る) バス定期券は3割引(ただし12歳以上に限る) 購入時および利用時に手帳の提示が必要 【P45・46】			
	鉄道の運賃割引	JR高知駅 822－8229	身体障害者手帳および療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種と記載されている場合、本人が単独で片道100kmを超える乗車については本人のみ5割引、介護者同伴の第1種の方については本人と介護者が5割引となります(ただし特急券等は除きます。)						手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減免額の欄に第1種または第2種と記載がある場合						・身体障害者手帳または療育手帳				購入時および利用時に手帳の内容確認が必要 12歳未満で定期乗車券を利用する身体障害者、療育手帳所持者の介護者は、ほぼ半額となります。 【P45・46】					
	航空機の運賃割引 (搭乗時の年齢が満12歳以上) ※国内線のみ	航空券販売窓口	①身体障害者手帳所持者 (介護者1名も割引あり) ②療育手帳所持者 (介護者1名も割引あり) ※割引運賃は、各航空運送事業者または路線によって異なります。						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・身体障害者手帳または療育手帳	割引の有無や運賃は、各航空運送事業者または路線によって異なります。 航空券購入時および搭乗手続き時に手帳の提示が必要 ※本人が3歳から11歳の場合は介護者1名割引 【P45・46】			
	その他(船舶等)	乗船券販売窓口等	制度的には定められていませんが、上記に準じて割引を行っているところがありますので、乗船券販売窓口等に照会してください。																		【P45・46】			
生活保護受給中の方へ		第一福祉課・第二福祉課 823－9442	生活保護を受給中の方は、担当ケースワーカーに手帳の等級等をお知らせください。						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※精神障害者割引に関しては各社へお問い合わせください				

障害者福祉制度ガイド②

詳しくは、別冊の「障害福祉のしおり」をご参照ください。

備考欄【 】内「障害福祉のしおり」掲載ページ数

令和8年7月現在

制 度 名		担 当	制 度 内 容	身体障害者手帳						療育手帳				申請に必要なもの	備 考
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2		
駐 車 場 料 金 の 減 免	高知市駐車場 ・東洋電化中央公園 地下駐車場 ・県庁前通り地下駐車場	都市建設総務課 823－9216 市営駐車場指定管理者 822－1175	運転者本人または同乗者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを駐 車料金精算時に提示すると、中央公園地下駐車場及び県庁前通り地下駐車場の最初の1時間までの駐 車料金が全額免除になります。 ※ スタンプサービスとの併用は不可。手帳所持者が市外居住でも対象となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〈利用時に必要なもの〉 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障 害者保健福祉手帳	最初の1時間が無料 精算時に手帳の提示が必要 【P19】
	高知市文化プラザ 駐車場	高知市文化プラザ (かるぽーと) 883－5011	①1～4級の身体障害者手帳所持者本人が自動車運転する場合 ②第1種の身体障害者手帳所持者を介護する家族等が運転する場合 ③療育手帳所持者を介護する家族等が運転する場合	○	○	○	○			○	○	○	○	・身体障害者手帳または療育手帳	最初の1時間が無料 利用時に手帳の提示が必要 【P20】
	はりまや地下駐車場	TFI株式会社 871－0990	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持されている方で、 ①手帳所持者本人が自動車運転する場合 ②手帳所持者を介護する家族等が運転する場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障 害者保健福祉手帳	最初の1時間が無料 利用時に手帳の提示が必要 【P20】
	桂浜公園駐車場	桂浜公園管理事務所 841－4140	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを入場時に提示すると、有料 時間帯(8時半～18時)の駐車料金(普通車・軽自動車1台500円)が、1台250円となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障 害者保健福祉手帳	入場時に手帳の提示が必要 【P20】
自 動 車	在宅重度障害者 移動支援チケット (タクシー・ガソリン)	障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	対象者1人につき年度で1冊(450円券×33枚) ※年度途中の新規対象者は月割の枚数で交付 タクシー利用の場合 原則として、高知市内のタクシーのうち、高知ハイヤー共同チケット、高知個人タクシー共同組合 南四国個人タクシー共同組合に加入のタクシーと福祉タクシー(車椅子対応)各社。 ガソリン・軽油給油の場合(自動車税減免対象車両または有料道路における障害者割引対象車両) 原則として、高知県石油業協同組合に加入の給油所 チケット表紙にナンバーが記入されている車1台に限定	○ 視覚	○ 下肢					○				・身体障害者手帳または療育手帳 ・ガソリン・軽油給油の場合、自動車税減免 が確認できるもの、または有料道路通行料 金割引の証明が確認できるもの ・代理人が申請する場合は代理人の本人確 認書類	・在宅者 ・年度ごとに申請が必要 (利用期間はその年度内) ・鏡地区については、類似の旧制度適用 【P20】
	自動車運転免許 取得費助成	障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	免許取得により就労等社会活動に参加促進できるように取得費用の一部を助成 助成額:必要経費の2／3以内(上限10万円) ※免許取得前に申請が必要(免許取得後に取得した免許証の確認あり)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・各種手帳等(身体・知的・精神等) ・申請書等 ・見積書	※必ず自動車免許取得前に申請すること。 【P19】
	身体障害者用 自動車改造費助成		身体障害者が就労等に伴い、自らが運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成 助成額:改造に要した額(上限10万円) ※自動車改造前に申請が必要(所得制限あり)	○ 上肢・下肢・体幹	○ 体幹			○	○					・身体障害者手帳 ・車検証 ・免許証 ・(改造部分の写真)	※必ず自動車改造前に申請すること。 【P19】
	こうちあったか パーキング制度	県障害福祉課 823－9633	障害のある方などで移動に配慮が必要な方を対象に、公共施設や店舗などでの障害者等用駐車場の 利用証を交付する制度	○	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○	○			・各種手帳など ※ご家族が代理で申請する場合は代理人 の方の本人確認書類が必要	左記の身体障害者手帳または療育手帳の所 有者は、交付対象でなくなるまでご利用できま す。 【P19】
	駐車禁止規制の 適用除外	高知署 822－0110 南 署 834－0110 東 署 866－0110	視覚・聴覚・上肢・下肢・移動機能・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルス・体幹機能・平衡機能・膀胱または直腸・小腸機能障害および療育手 帳Aの方で歩行が困難な方は、自動車を使用する場合「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けられる場合がありますので、事前に居住地を管轄する 警察署へお問い合わせください。											・身体障害者手帳または療育手帳(原本とコ ピー2部) ・車検証(原本とコピー2部) ・運転免許証(原本とコピー2部)	※手帳は写真・氏名・住所・障害名・等級が確 認できるよう広げてコピーしてください。 【P19】
生 活	日常生活用具の給付	障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	便器・訓練用ベッド・特殊マット・訓練椅子・特殊寝台・頭部保護帽・入浴補助用具・特殊便器・特殊尿器・ 入浴担架・体位変換器・音声式体重計・電磁調理器・視覚障害者用ポータブルレコーダー・点字タイプライ ター・視覚障害者用時計・音声式体温計・視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用ソフトウェア・点字 図書・火災警報機・自動消火器・点字ディスプレイ・視覚障害者用活字文書読上げ装置・電気式痰吸引 器・透析液加温器・酸素ボンベ運搬車・聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用通信装置(ファック ス)・聴覚障害者用情報受信装置・人工内耳用外部装置及び電池・携帯用会話補助装置・ネプライザー・ 歩行時間延長信号機用小型送信機・視覚障害者用ラジオ・自動ページめくり機・視覚障害者用読書支援 機器・情報通信支援用具・T字杖または棒状のつえ・点字器・人工喉頭・ストーマ装具・紙おむつ等・収尿 器・移動・移乗支援用具・移動用リフト・居宅生活動作補助用具(住宅改修)・視覚障害者用秤・暗所視支 援眼鏡・正弦波インバーター発電機・ポータブル電源(蓄電池) ※下線部は介護保険優先	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			・身体障害者手帳または療育手帳 ・申請書等	介護保険対象者については、別に制度あり ※等級・障害種別、世帯構成により 給付制限あり ※一割負担あり (ただし、所得に応じ、月額負担上限額の設定あり) ※難病等の方につきましては、障がい福祉課まで お問い合わせください。 【P24～26】
	補 装 具		障害を補うための用具の交付、修理制度 盲人安全杖・義眼・眼鏡・補聴器・歩行補助杖(T字杖・棒状のつえを除く)・義肢・装具・車椅子 電動車椅子・歩行者・座位保持椅子・起立保持具・姿勢保持装置・頭部保持具・排便補助具 重度障害者用意思伝達装置 ※下線部は介護保険優先	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部					・身体障害者手帳 ・申請書等 ・マイナンバーの分かるもの	調査または判定が必要な場合があるため要相談 ※等級・障害種別により給付制限あり ※補装具価格の割を利用者が負担 (ただし、所得に応じ月額負担額上限額の設定あり) ※難病等の方につきましては、障がい福祉課までお問 い合わせください。【P21・22】
	車椅子の貸出		身体障害者手帳をお持ちで車椅子を必要とする方に無料で短期間(1ヶ月)貸出し	○	○	○	○	○	○					・申請書 ・身体障害者手帳	介護保険(要介護・要支援)の認定を受けてい る方等は対象外 【P29】
	高知市ふれあい収集	環境業務課 856－5374	高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介 護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難 で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収 集を行う制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・高知市ふれあい収集事業利用申請書 ・身体障害者手帳または療育手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し	【P29】
住 宅	心身障害者向け 市営住宅	高知市営住宅 管理センター 823－9067	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者福祉手帳(1～3級)をお持ちの本人およ び世帯員 障害者向け住宅として専用の枠を設けて募集	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部 単身者 向のみ	・身体障害者手帳または療育手帳 ・申請書等	当選後に身体障害者手帳または療育手帳等が必要 です。(所得証明書・住民票・戸籍・源泉徴収票等が 必要な場合あり) 詳しくはお問い合わせください。 【P28】
	住宅改造(改修)	障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053 介護保険課 823－9959	浴室・便所・洗面所・玄関・廊下・階段・台所・居室及びアプローチの改造費 ※世帯状況等により上限あり	○ 一部	○ 一部									・申請書等 ※障害者支援センター等に事前に要相談	※介護保険対象者については別に制度あり ※介護認定有の場合は介護保険課に要相談 【P27】

障害者福祉制度ガイド③

備考欄【 】内「障害福祉のしおり」掲載ページ数

令和8年7月現在

制 度 名		担 当	制 度 内 容	身体障害者手帳						療育手帳				年齢制限	申請に必要なもの	備 考	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2				
医療	重度心身障害児・者医療費 (福祉医療)		障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	国保及び社会保険の各法による保険の自己負担分を助成 ※65歳以上の方で新たに申請される方については市県民税非課税世帯の方のみ対象	○	○	△ 療育B1と重複				○	○	△ 身障3・4級と重複		△：18歳未満	・申請書等 ・加入保険の資格情報が確認できるもの ・身体障害者手帳または療育手帳 ・印鑑	生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 【P13】
	後 期 高 齢 者 医 療		保険医療課 後期高齢者医療担当 823－9380	身体障害者手帳1～3級および4級の一部の方※は申請により65歳から後期高齢者医療制度が適用 ※音声言語機能障害、両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢の1/2以上を欠くもの、一下肢機能の著しい障害	○	○	○	○			○	○			65歳以上	・保険証 ・身体障害者手帳または療育手帳	75歳以上の方は手帳の有無にかかわらず加入対象(生活保護受給者を除く。) 【P13】
	自立支援医療	更 生 医 療	障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	18歳以上の障害者に対し、障害を軽減したり残された機能を回復するために必要な医療費の助成 例：人工透析、心臓手術(ペースメーカー、人工弁等)、人工関節置換術等 ※一部自己負担あり	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部					18歳以上	・医療機関作成の意見書 ・加入保険の資格情報が確認できるもの ・特定疾病療養受療証(透析のみ) ・身体障害者手帳 ・マイナンバーの分かるもの	指定医療機関での治療に適用 【P11】
		育 成 医 療	子育て給付課 823－9447	18歳未満の障害児に対し、障害を軽減したり残された機能を回復するために必要な医療費の助成 ※同じ医療保険に加入している家族の方の市民税(所得割額)により一部自己負担あり	各手帳の有無は関係なし									18歳未満	・医療機関作成の意見書 ・健康保険の資格情報が確認できる書類 ・マイナンバーの分かるもの	指定医療機関での治療に適用 【P11】	
		精 神 通 院 医 療	健康増進課 803－8005	精神通院(発達障害、てんかんも含む。)にかかる医療費が原則自己負担1割になる制度 ※世帯(同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とする)の市民税課税状況により自己負担上限額が設定される。										なし	・申請書 ・診断書 ・保険証または加入保険の資格情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等) ・マイナンバーの分かる書類、身元確認書類等(詳しくはお問い合わせください。)	原則として、医療機関・薬局・訪看等は1か所が適用 適用となるのは申請受付日以降で、有効期限は1年 毎年更新の手続きが必要 【P11】	
手当等	障 害 児 福 祉 手 当		障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	公的障害年金を受給していない20歳未満の方(施設等入所者を除く)に対して支給 月額16,560円 ※所得制限あり 毎年2・5・8・11月銀行振込	○ 一部	○ 一部					○				20歳未満	・認定請求書 ・所得状況届 ・診断書 ・同意書 ・マイナンバーの分かるもの ・口座振替申出書(対象児分) ・身体障害者手帳または療育手帳	診断書は所定の様式のもの (省略できる場合もあり) 【P7】
	特 別 児 童 扶 養 手 当			公的障害年金を受給していない20歳未満の方(施設等入所者を除く)の保護者に対して支給 月額58,450円(1級・重度) 38,930円(2級・中度) ※所得制限あり 毎年4・8・11月銀行振込	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○	○	○ 一部	・認定請求書 ・戸籍謄本 ・診断書 ・同意書 ・口座申出書等 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・マイナンバーの分かるもの		診断書は所定の様式のもの (省略できる場合もあり) 【P8】	
	高知県重度心身障害児療育手当			障害児福祉手当を受けていない18歳未満の方(施設等入所者を除く)の保護者に対して支給 月額 7,300円 ※所得制限なし 毎年3・7・11月銀行振込	○ 一部	○ 一部	△ 療育B1と重複				○	○	△ 身障3・4級と重複		18歳未満	・申請書 ・療育手当受給資格証明願 ・同意書 ・身体障害者(療育)手帳の写し ・通帳の写し	特別児童扶養手当1級相当の障害があること。 【P8】
	特 別 障 害 者 手 当			施設入所者および3ヶ月を超えて入院した場合は資格なし 月額30,450円 ※所得制限あり 毎年2・5・8・11月銀行振込	身体又は精神に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方。 ※障害程度の詳細等につきましては、障がい福祉課までお問い合わせください。									20歳以上	・認定請求書 ・診断書 ・所得状況届 ・同意書 ・前年度受給した年金額の分かるもの ・銀行口座の分かるもの ・身体障害者手帳 ・マイナンバーの分かるもの	診断書は所定の様式のもの (省略できる場合もあり) 【P7】	
	児 童 扶 養 手 当		子育て給付課 児童扶養手当担当 823－9447	父母の離婚等によりひとり親家庭となった児童について、児童を監護している父もしくは母または父母に代わって児童を養育している方に支給する手当です。 ただし、児童の父または母が一定の障害の状態にある場合は、その児童を監護する母もしくは父またはその児童を養育する方に対しても手当が支給されます。 ※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で心身に一定の障害がある方をいいます。 ※支給は申請月の翌月から開始します。ただし所得制限があります。奇数月に銀行振込。 ※受給資格者または児童が公的年金給付の支給を受けている場合は、児童扶養手当額との差額分が支給されます。また、障害年金等を受給している方は、子の加算部分との差額分が支給されます。 (遺族年金、老齢年金などの障害年金以外の公的年金給付等や障害厚生年金(3級)のみを受給している方は除きます。)												受給資格・手当金額・申込方法・添付書類については、子育て給付課にお問い合わせください。 【P9】	
	(国 民 年 金) 障害基礎年金		中央窓口センター 国民年金担当 823－9439	障害の原因となったケガや病気で初めて治療目的で診療を受けた日(初診日)の前日において、国民年金保険料の一定の滞納がない等の納付要件を満たしている方が、初診日から原則1年6か月後の障害認定日(この日が20歳前である場合は20歳到達日)に国民年金法で定める障害状態にあるときに支給される年金。20歳前に初診日がある障害で受給される場合は、本人の所得制限あり。 年額 1級1,059,125円(昭和31年4月1日以前生まれは1,056,125円) 2級847,300円(昭和31年4月1日以前生まれは844,900円) 偶数月の15日に支給	20歳以上 (初診日が65歳の誕生日の前々日までのもの)									初診日に厚生年金保険加入者または国民年金第3号被保険者(厚生年金保険加入者の被扶養配偶者)であった場合は最寄りの年金事務所、共済組合員であった場合は所属されていた共済組合へお問い合わせください。 【P5】			
	(国 民 年 金) 特別障害給付金			国民年金への加入が任意であった時期に国民年金に加入していなかったため、障害基礎年金の給付権を有していない障害者を救済する制度 月額58,650円(1級) 46,920円(2級) 毎年偶数月支給	65歳未満									資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当にお問い合わせください。 【P6】			
重度心身障害者福祉給付金		未加入の任意加入対象期間に初診日があった方等で公的年金や特別障害給付金を受けていない65歳未満の方 月額36,000円 毎年4・8・12月銀行振込		○ 一部	○ 一部					○	○			65歳未満	資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当にお問い合わせください。 【P6】	生活保護受給および市民税課税者は支給停止 【P6】	
心身障害者扶養共済制度		障がい福祉課 医療福祉担当 823－9053	心身障害者の保護者が一定の掛金を納付することにより、その保護者が万一死亡(または重度障害)後、残された障害者が年金を受給できる。 年金月額 1口加入20,000円 2口加入40,000円	○	○	○					○	○	○	○	保護者等が65歳未満	・身体障害者手帳または療育手帳 ・住民票 ・申請書等 ・(課税証明書) ※申請は偶数月の20日まで	掛金の減額制度あり(生活保護または市民税均等割以下の世帯) 【P9】

障害者福祉制度ガイド④

制 度 名		担 当	制 度 内 容	身体障害者手帳						療育手帳				申請に必要なもの	備 考		
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2				
受 信 料	NHK放送受信料の免除	身体・知的障害者は 障がい福祉課 管理担当 823－9056	半額免除 世帯主かつ受信契約者が下記の障害者手帳所持者の場合 ・身体障害者手帳1・2級（視覚・聴覚は等級不問） ・療育手帳A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	○	○					○	○			・各種手帳（身体・知的・精神） ・印鑑	NHKの窓口でも申請可能です。 NHKで申請する場合は、各種証明書類、手帳、印鑑を持参してください。 【各種証明書類】 全額免除：住民票（世帯全員用）、市町村民税非課税証明書（世帯全員分） 半額免除：住民票（世帯全員用） 【P47】		
		精神障害者は 健康増進課 803－8005	全額免除 障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず障害者手帳所持者の世帯の構成員全員が	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		NHK高知放送局 823－2301	市町村民税非課税の場合 ※NHKで申請を受理した月からの減免となりますのでご注意ください。														
電 携 話 帯	ハーティ割引 スマイルハート割引 ハートフレンド割引	（株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	障害者手帳の所持者を対象にした基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・各種手帳（身体・知的・精神） ・預金口座の分かるもの ・金融機関届出印 など	申請は各社ショップまたは各社携帯電話取扱店でご相談ください。 【P47】		
貸 付	生活福祉資金 貸付制度	高知市社会福祉協議会 856－5539	他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害のある方がいる世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度											・住民票、所得証明書 など ※申請内容によって必要な書類が異なります。	この制度は各種要件があります。 まずは電話にてお問い合わせください。 【P43】		
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等	介護給付	障がい福祉課 地域生活支援室 823－9378	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、重度障害者等包括支援	＜サービス利用対象者＞ ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神保健福祉手帳所持者 等 （知的障害者児・者または精神障害者の場合で手帳をお持ちでない方は、必要に応じて県立療育福祉センターの判定や病院の診断書等をお願いする場合があります） ・難病等（対象疾患による障害がある方々が対象）											・申請書等 負担上限額の軽減を受ける場合は、 ・収入の確認ができる資料等 ※65歳以上の方は介護保険制度のサービスが優先となります。	詳しくは電話でご相談ください。 ※利用に当たって、障害支援区分認定やスコア判定を行います。 結果によってはご希望に沿えない場合や、サービスによっては個別相談が必要な場合があります。 【P48・49】	
	訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）														
	地域生活支援事業		移動支援、日中一時支援、訪問入浴、福祉ホーム、地域活動支援センター														
	障害児通所支援		児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援														
相 談	障害者相談支援事業	障がい福祉課 地域生活支援室 823－9378	能力、適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、福祉サービス・その他サービスに関する各種相談、調整、情報提供、権利擁護のための援助を行っています。		＜南部＞ 障害者相談センター南部 8 5 6－9 2 5 5 百石町3丁目1－3 0 南部健康福祉センター1階 【地域】 潮江・長浜・御畳瀬・浦戸・春野											＜北部＞ 障害者相談センター北部 8 2 0－5 2 1 1 丸ノ内1丁目7－4 5 総合あんしんセンター3階 【地域】 一宮・秦・江ノ口・小高坂・上街・高知街・土佐山	まずは電話でご相談ください。 【P29】
			＜東部＞ 障害者相談センター東部 8 8 2－9 3 9 1 葛島4丁目3－3 東部健康福祉センター内 【地域】 布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街・北街・下知	＜西部＞ 障害者相談センター西部 8 0 2－8 1 6 6 旭町2丁目21－6 障害者福祉センター2階 【地域】 朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡													
公立施設等の入場料		券販売所	公的な施設への入場・利用については、免除や割引できる場合があるので、個別にお問い合わせください。											身体障害者手帳または療育手帳	利用時に手帳の提示が必要 【P47】		
Net119緊急通報システム		消防局 総合指令課 871－7503	スマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンのインターネット機能を利用して、119番通報ができるサービス	＜サービス対象者＞ 高知市に在住又は高知市内の事業所、各種学校に通勤・通学される聴覚や言語等に障がいのある方											高知市Net119利用申請書に必要事項を記入し、申請窓口（消防局総合指令課）に提出して登録を行ってください。	詳細は消防局総合指令課ホームページをご確認ください。 【P34】	

関係機関電話番号一覧					
高知市役所（代表）	822－8111	高知市障害者福祉センター	873－7717	高知県社会福祉協議会	844－9007
障がい福祉課	823－9378	高知市東部健康福祉センター	882－9380	高知市社会福祉協議会	856－5539
	875－6684 (FAX)	高知市南部健康福祉センター	878－9060	日本年金機構 高知東年金事務所	831－4430
高齢者支援課	823－9441	高知市春野あじさい会館	894－5977	日本年金機構 高知西年金事務所	875－1717
基幹型地域包括支援センター	823－9121	高知県庁（代表）	823－1111	高知警察署	822－0110
介護保険課	823－9927	高知県障害福祉課	823－9635	高知南警察署	834－0110
保険医療課	823－9358	中央東県税事務所	866－8510	高知東警察署	866－0110
中央窓口センター 国民年金担当	823－9439	高知公共職業安定所	878－5323	FAX110番	875－2110
市民税課	823－9421	高知障害者職業センター	866－2111	NHK高知放送局	823－2301
健康増進課	803－8005	高知県立療育福祉センター 身体障害者更生相談担当	844－4477	高知ケーブルテレビ	0120－801－520
子育て給付課	823－9447	高知県身体障害者連合会	872－9497		
子ども発達支援センター	823－9552	高知市身体障害者連合会	872－3880		
高知市営住宅管理センター	823－9067	高知税務署	822－1123		